政　令

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百七十七号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十四号中「次条第一項第十二号」を「次条第一項第十一号」に改める。

第四条第一項第四号中「第五条第三号」を「次条第三号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「第二十一条第五号」を「第二十一条第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号イ中「環境基本法」の下に「（平成五年法律第九十一号）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第七号、第九号、第十一号及び第十二号」を「同項第六号、第八号、第十号及び第十一号」に、「同項第十七号」を「同項第十六号」に、「同項第二十号」を「同項第十九号」に改める。

第六条第十五号中「第四条第一項第五号、第七号、第八号及び第十一号」を「第四条第一項第六号、第七号及び第十号」に改める。

第二十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　江田　五月

内閣総理大臣　菅　直人

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百七十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十の二第一項中「並びに同法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集のうち募集しようとする地域が当該指定都市の区域を越えるものに係る同項の規定による許可」を削り、同条第二項中「、同法第七十三条第一項中「都道府県知事（募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生労働大臣）」とあるのは「指定都市の市長（募集しようとする地域が当該指定都市の区域を越える場合であつて、二以上の都道府県の区域にわたらないときは都道府県知事、二以上の都道府県の区域にわたるときは厚生労働大臣）」と」を削る。

第百七十四条の四十九の七第一項第三号を削り、同条第二項中「、同法第七十三条第一項中「都道府県知事（募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生労働大臣）」とあるのは「中核市の市長（募集しようとする地域が当該中核市の区域を越える場合であつて、二以上の都道府県の区域にわたらないときは厚生労働大臣）」と」を削る。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百七十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）」に、「第四条」を「第三条」に改め、同条を第一条とする。

第三条第四項の表一の項中「除く。）」を「除く。）。」に改め、同表二の項中「すべて」を「全て」に改め、同表六の項中「除く。）」を「除く。）。」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。